

表6 平成14年度の県内の届出件数

(単位：件)

	5・6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
届出件数	54	95	122	116	168	164	161	160	162	181

第3 産業廃棄物の処理における課題

(1) 排出抑制、減量化・資源化の促進

平成3年10月の廃棄物処理法改正により廃棄物対策のあり方が、これまでの適正処理中心型から、排出抑制、減量化・資源化中心型へ移行した。これらは、地球規模での環境保全が叫ばれ、循環型社会の構築が要求されている時代の流れである。

本県においても、排出抑制、減量化・資源化を最優先課題として、積極的に推進する必要がある。これにより、最終処分しなければならない廃棄物量を減らし、県内処分場の延命化を図る。

(2) 監視・指導の強化

廃棄物の不法投棄が後を絶たない状況であるため、現在実施している監視をさらに充実するとともに、排出事業所への指導を強化し、排出者の責任をさらに自覚させる必要がある。廃棄物の監視・指導については、業務報告処理の迅速化、事業所等への立入検査の強化を図る必要がある。

また、排出事業所が自らの生産工程や原材料需給を見直し、廃棄物量の可能な限りの縮減、リサイクルし易い製品づくりなど、環境負荷の少ない企業活動に取り組むよう促進する必要がある。

(3) 大阪湾フェニックスの活用促進

県内における最終処分場確保難対策として、本県が参画している近畿の広域埋立処分場である大阪湾フェニックスを活用する必要がある。

(4) 処理・処分施設整備の促進

適正処理を推進し、県内産業の健全な発展を図るためには、その受け皿となる処理・処分施設の確保が不可欠であることから、今後、抜本的対策として処理・処分施設整備を促進し、あわせて公共関与による最終処分場のあり方について検討を進める。

第3節 奈良県廃棄物処理計画

廃棄物に関しては、依然高水準にある排出量、最終処分場のひっ迫、不法投棄等の不適正処理など、一定の進展は見られるもののまだまだ多くの問題を抱えている。

このような状況の中で、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、この基本法のもとに「資源有効利用促進法」、「家電リサイクル法」、及び改正された「廃棄物処理法」を併せて、循環型社会の構築に向けた法制度の枠組みが整備されたところである。

この、改正された「廃棄物処理法」の規定及び「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づき、「奈良県廃棄物処理計画」（計画最終年度：平成24年度）の策定を平成15年3月に行ったところである。

以下に処理計画のあらましを示す。

1 基本目標 「県民・事業者・行政の連携でごみゼロ奈良へ!!」

2 基本方針

(1) 循環型社会の構築のためのネットワークづくり

廃棄物に関する諸問題に対し、県民・事業者・行政がそれぞれ連携し、情報を共有し、共に考え、共に取り組むことでさまざまな相乗効果をあげることができるネットワークを築く。

(2) 廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

排出事業者責任の原則のもとで、製造工程や原材料の見直しなど排出事業者自らが廃棄物の発生現場における徹底した発生抑制に努め、減量化を図ることが必要である。

また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製品等の長寿命化や、リサイクルしやすい製品、部品等の交換が可能な製品とすること等が必要である。さらに、原材料に再生資源を用いるように努めることが必要である。

(3) 適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

排出事業者責任の原則のもとで自らまたは処理業者に委託して処理する必要があるが、特に廃棄物の処理を処理業者に委託する場合には、許可と能力を有した処理業者と契約し、適正な処理料金を負担し、適正な手続きで契約し、マニフェスト制度等により、排出事業者が適正に最終処分されたことまでを確認する必要がある。また、廃棄物の処理に当たっては、適法であるだけでなく、より環境に安全な方法を選択して行うことが必要である。

(4) 廃棄物処理施設の確保

今日、廃棄物処理施設の確保は、廃棄物処理に対する不信感も含め、環境に対する住民意識の高まり等により、本県及び全国的に困難になっている。

産業廃棄物の処理及びリサイクル等の資源の有効利用については、地方公共団体との適切な役割分担の下で、基本的には民間を主体として取り組むことが必要である。

しかし、民間処分場の設置が困難化している状況に鑑み、民間の処理施設を補完するとともに、今後の民間処理事業者における施設整備のモデルとなるよう、住民等との合意形成を十分に図った公共関与（公共が関与した施設整備）による施設整備について検討を図ることとした。

なお、当面の対策として、近畿圏の広域的公共関与事業である大阪湾フェニックス計画へ引き続き参画するとともに、その有効利用を進めるため、県内廃棄物処理の実態を踏まえ、本県として最適な処理システムのあり方の検討を進める。

3 目標値の設定（産業廃棄物の削減目標）

(1) 排出量の抑制

下水道の普及に伴う汚泥の増加、高度経済成長期に建設された建築物の解体に伴うがれき類、木くずの増加が予測されることから、これらの産業廃棄物については再生利用、排出抑制を推進することとし、その他の産業廃棄物については、排出抑制に努めることとして、平成 13 年度に対して平成 19 年度において約 1 %の増加に抑制、平成 24 年度において約 3 %増加に抑制する。

(2) 再生利用の推進

排出量の多い建設系の廃棄物については、建設リサイクル法及び同法に基づく「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」の基づく再資源化を推進し、動物のふん尿については、家畜排せつ物管理適正化法及び同法に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、全量が再生利用されるよう努めるほか、最終処分率の高い廃プラスチック類、ガラスくず等の再生利用の推進に重点的に取り組むことにより、再生利用率を平成 13 年度の約 42 % に対し、平成 19 年度において約 47 % に、平成 24 年度において約 48 % に引き上げる。

(3) 減量化の推進

排出抑制・再生利用を図ることを優先すべきであるが、やむを得ず最終処分する廃棄物についても極力減量化を図り、約 44 % の減量化率を維持する。

(4) 最終処分量の削減

(1)～(3)の目標値を達成することにより、最終処分量は削減され、平成 13 年度の約 184 千トンに対し、平成 19 年度に 24 % 減の約 140 千トン、平成 24 年度には約 35 % 減の約 120 千トンとなる。

4 施策の推進

(1) 循環型社会構築のためのネットワークづくりのために

奈良県循環型社会構築構想推進協議会の運営

奈良県循環型社会構築構想に基づき設置する奈良県循環型社会構築構想推進協議会に、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルを推進するための個別の課題についての部会を設置し、県民・事業者・行政が連携して取り組むためのきっかけづくりについて検討を行う。

情報の提供

県民・事業者・市町村の連携を推進するために必要な情報をインターネットを活用して県民・事業者・市町村に提供する。また、県民・事業者等に対し、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルに関する啓発活動や関連情報の提供に努めるとともに、環境教育の場の提供を検討する。

(2) 廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進のために

県民・事業者への啓発

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルをすすめ、循環型社会を構築するためには、事業活動を見直し、取り組むことから始める必要がある。県や市町村は、事業所の対し、環境教育・環境学習や、環境に関する情報提供などを通じて、環境に配慮した生活への転換を啓発する。

排出事業者としての県の取組

a 県自らも発生抑制・減量化・リサイクルを推進

庁舎内での廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進や、認証を取得した ISO14001 環境マネジメントシステムによる環境配慮の実践を行う。

b 公共工事における発生抑制・減量化・リサイクルの推進

「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、発生した廃棄物の再資源化に取り組むとともに、積極的に再生資源を採用することにより、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルを推進する。

c グリーン購入の率先的实践

県が調達する物品や役務についても「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、できる

限り環境負荷の低減を考慮したものを選択し、グリーン購入に率先して取り組む。

事業者に対する指導・支援

a 産業廃棄物多量排出事業者処理計画作成指導

「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」に基づき、多量排出業者に産業廃棄物減量化のための処理計画書の作成等を指導し、事業所への立入調査等により処理計画の実行を指導する。

b 「廃棄物減量化自己評価ガイドライン」による企業の組織づくりの支援

平成 12 年度に作成した「廃棄物減量化自己評価ガイドライン」を活用し、排出事業者の減量化・リサイクルの推進のための組織づくりを支援する。

c 「廃棄物減量化マニュアル」による技術的支援

平成 13 年度に作成した「廃棄物減量化マニュアル」を活用し、排出事業者の発生抑制・減量化・リサイクルの推進のための取組を支援する。

d 「産業廃棄物有効利用情報交換制度」の運営

平成 13 年 11 月に運用を開始した「奈良県産業廃棄物有効利用情報交換制度」により、排出事業者・処理業者による産業廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの取組を支援する。

e 「リサイクル製品認定制度」の創設

県内で発生した廃棄物等を原材料として、県内で製造された製品を「リサイクル製品」と認定し、県民・事業者への PR 等により優先利用を促進する制度を創設することにより、リサイクルの推進を支援する。

f 環境優良事業者の育成支援

環境ビジネスの育成を図るため、金融支援、技術的指導を行うことにより、民間の環境優良事業者の育成を図り、ISO14001 等の環境管理システムを導入する企業・団体への助言を行い、企業の環境意識高揚を支援する。

経済的手法の導入

a 産業廃棄物税等の検討

法定外目的税として、産業廃棄物税を導入するとともに、循環型社会構築に向けた、環境に関わる税の検討をする。

b デポジット制度の導入についての検討

デポジット制度の実施について、十分な成果を得るためには、全国的に導入することが望ましいと考えられるため、制度の具体案について検討し、国に提案する。

(3) 適正で環境に安全な廃棄物処理の推進のために

適正処理の徹底

a マニフェスト制度の推進及び排出事業者による委託処理の適正化

排出事業者は、自分が処理を委託した産業廃棄物が適正に処理・処分されていることを確認することを義務づけられている。排出事業者への立入調査を実施し、適正処理に関する指導を行い、特にマニフェスト制度の励行と委託処理の適正化についての指導を行う。

b 有害廃棄物削減対策の推進

ダイオキシン類

関係諸法令に基づき、設置者による自主管理の推進、県による指導の徹底などの対策を講

じ、産業廃棄物処理施設から発生するダイオキシン類の削減を図る。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

関係諸法令に基づき、管理の徹底を図るとともに、中小事業者の適正処理に助成するため、環境事業団が設置した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に引き続き拠出する。

c 優良処理事業者の育成

（社）奈良県産業廃棄物協会の自主的な活動を支援するとともに、関連法令に関する講習会を実施するなど、処理業者に対する育成を図る。

d 最終処分場管理の適正化の徹底

最終処分場の埋立開始から施設の廃止までの間の立入検査を強化し、維持管理の徹底を図り、環境汚染の未然防止を図る。

パトロール体制の強化

a 奈良県産業廃棄物監視センターによる監視・指導

環境監視員とともに、関係機関や市町村との連携や県民からの協力を得つつ、不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見のため、パトロールを引き続き推進する。

b 地域環境保全推進員による情報提供

地域での不適正処理の未然防止や早期発見のために県内各市町村の推薦により任命しているボランティアである地域環境保全推進員による地域の監視に努める。

(4) 廃棄物処理施設の確保のために

廃棄物処理施設の確保

a 施設設置手続に対する円滑な対応

「奈良県産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、適切な対応を行い、一定規模以上の施設設置にあたっては、環境配慮をするための手続きが定められた「奈良県環境影響評価条例」による生活環境影響調査の実施等により、環境に安全な廃棄物処理施設の設置を図る。

公共関与の検討

産業廃棄物の適正処理、発生抑制、分別の徹底による減量化・リサイクルを一層推進するとともに、当分の間、大阪湾フェニックスの有効利用を図っていく。公共関与と施設の事業化にあたっては、各関係者の合意形成、信頼関係の構築が重要であり、排出事業者、処理事業者、市町村、地域住民等の意見を聴き、幅広く議論を重ねていく中で、本県として最適な処理システムのあり方の検討を進める。

5 廃棄物の種類ごとの処理方針

すべての廃棄物に共通した基本的な対応に加え、それぞれの廃棄物の特性に応じた個別の取組を行うことが必要である。発生量が多い廃棄物、最終処分場への負荷が高い廃棄物、生活環境等への影響が大きい廃棄物及び主に地場産業から生じる廃棄物についての処理方針を以下に示す。

(1) 建設資材廃棄物

「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に従い、現場での分別・選別を徹底し再資源化率の向上を図り、平成22年度に再資源化等率を95%以上とすることをめざす。また、再資源化された資材を積極的に使用することにより、リサイクルの推進を図り、再生品の品質の確保にも努める。

(2) 汚泥

下水道の普及に伴い、下水汚泥発生量の増加が見込まれるので、より一層の再資源化を進める。無機性汚泥については、建設資材、セメント原料等としての再生利用を推進する。

(3) 廃プラスチック類

製造工程を見直し、リサイクルを行いやすい素材を使用した製品の開発を奨励するとともに、分別を徹底し、事業者間での連携によるリサイクルの推進に努める。

(4) ガラスくず等

分別を行い、有効利用を促進するとともに、骨材等の建築資材への再生利用についても検討を行う。排出事業者の施設整備や、ISO14001の取得などの取組を支援する。

(5) 木くず

性状ごとに分別を行い、チップ化及び熱源等としてのリサイクルを促進する。また、間伐材も含め木質バイオマスとしての活用（発電等の事業化）を検討する。

(6) 特別管理産業廃棄物

PCB廃棄物

紛失や不適正保管がないよう努めるとともに、環境事業団が設置した中小事業者の処理費用の助成のための「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に引き続き拠出する。

その他の特定有害廃棄物

排出事業者自らが、有害物質を含む産業廃棄物を廃棄物処理法で定める基準に従って無害化及び安定化させるよう努める。

(7) ダイオキシン類処理対策

構造基準・維持管理基準に基づき処理施設の適正な運営やダイオキシン類の排出削減対策に万全を期す必要がある。

(8) 農業から発生する産業廃棄物

動物のふん尿については「家畜排せつ物管理適正化法」に基づき適正管理を推進し、安定した再生利用の方策を検討する。また、農業用廃プラスチック類は、「奈良県農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会」による適正処理の一層の推進を図りながら、再生利用の方策や生分解性プラスチックの導入についての検討を進める。

(9) 食品廃棄物

食品関連事業者は、まずは発生抑制に努め、平成18年度までに食品循環資源の再資源等の実施率を20%以上にするための取組が必要である。

(10) 使用済自動車

「自動車リサイクル法」の制度の周知を図り適正に法を運営する。解体業者等の関連事業者は適正に再資源化に取り組み、同法に定められた責務を果たすことが必要となる。

(11) 感染性廃棄物

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づく保管基準や委託基準を遵守し、他の廃棄物との分別を徹底すること等により、安全な処理を推進する。

6 処理責任と役割分担

(1) 県民の責任と役割

基本的な役割

不法投棄をしないことはもちろんのこと、モノを大切にすることを養うことが求められる。その上で、循環型社会構築のために主体性をもった取組を行うことが求められる。

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

- ・これまでの大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、「最適消費・最小廃棄型」のライフスタイルに転換することが求められている。
- ・発生抑制などに取り組んでもなお排出しなければならない廃棄物については、市町村ごとに定められた方法に従い、分別排出に協力し、資源回収にも積極的に参加する。
- ・各種リサイクル法の趣旨や制度を理解し、リサイクル料金等を負担すること等により、県民の適正な費用負担によりリサイクルのためのしくみが維持されることを自覚する。
- ・廃棄物に対する正しい理解を習得するために県民全員が進んで環境学習に取り組む。
- ・廃棄物・リサイクル問題について、自ら考え、能動的に取り組む。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

- ・たばこや空き缶のポイ捨て、粗大ごみ等の不法投棄は絶対にしない。
- ・有害ごみは確実に分別して排出し、他の廃棄物に混入することのないようにする。
- ・日常生活の中で発見した不適正処理については、すみやかに市町村や県に報告する。
- ・自己所有地についてはフェンスの設置や施錠等により不適正処理がされることを未然に防ぐ。

廃棄物処理施設の確保

- ・廃棄物処理や処理施設の必要性について認識し、正しい理解を行い、処理施設の設置に対しても忌避感や不信感のみにより拒絶するのではなく、施設の安全性の確保や周辺的生活環境の保全について、事業者や行政とともに考える。

(2) NPOの責任と役割

基本的な役割

行政と県民・事業者との間の問題意識の共有をはかり、コミュニケーションが不十分な点については、双方に対して積極的に助言や情報提供を行う。

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

- ・事業者や県民のニーズに応じて情報を提供するとともに、事業者が行う異業種間の情報交換や、県民が行う廃棄物発生抑制等のための活動を支援するための取組を進める。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

- ・廃棄物の適正な処理を確保するために、行政の取組と連携しながら、排出事業者や処理業者に対して廃棄物の適正な処理を図るための技術的な情報を提供するほか、廃棄物の処理に対する県民の理解を得るために必要な情報の提供に努める。

(3) 排出事業者の責任と役割

基本的な役割

排出者責任や拡大生産者責任についての理解を十分に行い、モノの生産、流通、販売やサービスの提供のすべての段階において環境への負荷を低減する取組が求められる。

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

- ・モノを生産するに当たっては、製造段階でその製品が廃棄物となったときまでを視野に入れ、再使用可能製品、耐久性に優れた製品の設計に努める。

- ・産業廃棄物や事業系の一般廃棄物の分別の徹底に努める。
- ・環境マネジメントシステムの導入や自己評価システムの構築などの組織づくりに努める。
- ・グリーン購入に積極的に取り組む。
- ・多量排出事業者は、廃棄物に関する処理計画を定め、より積極的に6Rの推進に努める。
- ・同一業種の事業者間や同一地域内の事業者間での情報交換を積極的に行い、異業種交流も積極的に行う。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

- ・法令を遵守し、適正に処理し、または、適正な委託契約を締結し、適正料金を負担し、マニフェスト制度を励行する。
- ・PCB廃棄物については、処理が可能となるまでの間は、紛失することがないように、管理責任者を設置し、適正に保管する。
- ・廃棄物の処理状況や環境負荷の低減に関する取組状況を周辺住民に積極的に公開する。

廃棄物処理施設の確保

- ・排出源での減量化・無害化・再資源化を行うために自社処理施設の整備に努める。
- ・関連企業間、同業者間、同一地域内企業間での共同処理を推進する。

(4) 処理事業者の責任と役割

基本的な役割

廃棄物の処理技術や知識の習得に努め、廃棄物処理の専門家として県民や排出事業者を指導し、リサイクル産業の担い手になることが求められる。また、適正処理を推進し、県民や排出事業者から信頼される廃棄物の処理体制を確保することも求められる。

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

- ・適正なりサイクルの推進について、排出事業者に対し廃棄物処理の専門家としての立場から助言するよう努める。
- ・従来の焼却・埋立の処理から、これまでに蓄積した廃棄物処理に関する技術を活用して、リサイクルの推進を優先した処理を図る。
- ・新たな処理技術の習得や開発に取り組む。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

- ・廃棄物処理の専門家として互いに協力して資質の向上を図り、処理技術や知識の習得・開発に努め、適正で安全な廃棄物処理を行い、さらに周辺住民や委託業者への情報公開を積極的に行い、県民や排出事業者の信頼を得るよう努める。

廃棄物処理施設の確保

- ・環境負荷が少なく、かつリサイクル効率の高い施設の設置についての研究・開発を進める。
- ・既存の施設を安全に運営し、県民や排出事業者の信頼を得るよう努める。
- ・処理施設の新規設置が困難になっていることから、業者間における事業の協同化（組織化）等を進め、計画的な処理施設の運営に努める。

(5) 市町村の責任と役割

基本的な役割

発生抑制・減量化・リサイクルの計画的・総合的な推進に努めることが求められる。また、住民や事業者への適切な普及啓発や指導も求められる。

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

- ・ごみ処理有料化をはじめとする経済的手法の導入について検討する。
- ・分別収集義務など各種リサイクル法により定められた責務を遂行する。
- ・庁舎内のゼロエミッションや ISO14001 の認証取得などに率先して取り組む。
- ・公共事業から発生する廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進にも取り組む。
- ・住民に積極的な情報の提供を行い、廃棄物処理に対する住民の理解や協力を得やすくするよう努める。
- ・グリーン購入に率先して取り組む。
- ・住民の自主的な取組を喚起するために充実した環境教育・環境学習を推進する。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

- ・不適正処理の未然防止や早期是正のために地域住民の協力や県との連携を図りながらパトロールに努める。
- ・有害廃棄物の混入の回避など正しいごみの出し方について、住民に対する啓発を行う。

廃棄物処理施設の確保

- ・地域で課題となっている産業廃棄物のうち受入が可能なものについて、適正な処理料金を徴収した上での「併せ産廃」処理を検討する。

(6) 県の責任と役割

関係機関と連携し、県内の産業廃棄物の処理状況を適切に把握し、本計画の推進を図る。また、廃棄物を排出する事業者として他の事業者にも率先した取組をし、さらに県民や事業者の取組を推進するためのコーディネーターとしての役割も求められている。

循環型社会の構築のためのネットワークづくり

- ・「奈良県循環型社会構築構想推進協議会」の運営を核にして、県民・事業者・行政の連携による取組を図る。
- ・インターネットを活用した双方向での情報交換システム等について検討し、県民・事業者・市町村のネットワークづくり支援する。

廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

- ・県民や事業者への啓発を推進し、その取組を支援する。
- ・広域的に取り組むべき事項については、周辺府県との連携を図り、法改正等が必要と考えられるものについては、国への要望を行う。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

- ・不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見、早期是正のために監視を強化する。
- ・排出事業者や処理施設への立入調査により、適正処理の徹底を図る。

廃棄物処理施設の確保

- ・処理施設の設置許可申請等に対しては「奈良県産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、適切な対応を行う。
- ・公共関与による産業廃棄物処理施設の整備についての検討を行う。